

生徒心得 (諸規定集抜粋)

生徒心得は、城北高校生としての生活指針となる学習上・生活上心得るべき事項を示したものである。

すなわち、常に他者を思いやる心を持って、「いじめ」や「差別」のない、生徒一人一人が充実した楽しい学校生活を送り自己実現を図るためのものであるとともに、城北高校の教育目標を達成するために必要な共通のルールである。

生徒心得の意義を理解し、自分のものとしてとらえ、自主的・自律的に有意義な学校生活を送れるよう最大の努力をする。

1 努力目標

- (1) 自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力を身につけよう。
- (2) 自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力を養おう。

2 守らなければいけない事項

- (1) すべての学校教育活動に積極的に参加し、努力する。
- (2) 欠席、欠課、遅刻、早退の理由を保護者と学校とに対し常に明瞭にしておくこと。
- (3) 欠席、遅刻、欠課及び早退する場合は、あらかじめホームルーム担任に届け出る。
- (4) 願書及び届出書はホームルーム担任に提出する。なお、次の異動があった場合は速やかに願出書をホームルーム担任に提出する。
 - ① 保護者又は保証人の転居等の異動があったとき。
 - ② 本人の住所、姓名変更のとき。
- (5) 学校において必要と認める書類には、医師の診断書を添付する。

3 生徒心得 (生活全般)

- (1) 飲酒、喫煙をしてはならない。
- (2) いかなる場合にも私的制裁や暴力行為をしてはならない。
- (3) 学校内外を問わず、暴走、暴力行為や薬物使用などの危険な行為をしてはならない。
- (4) スマートフォンやタブレット端末による犯罪トラブルに巻き込まれないように、メールやインターネット掲示板、SNS等のコミュニティサイトについての正しい理解を深める。不適切な個人情報取り扱いや、個人を誹謗中傷した書き込み等は絶対にしてはならない。
- (5) いじめや暴力は人権に関わる重大な問題であることを認識し、絶対にしてはならない。
- (6) 次の行為をする場合は事前に願い出て、担当教員を通じて校長の許可を得なければならない。
 - ① 校内にポスター等を掲示するとき。
 - ② 校内で集会をするとき、又は参加するとき。
 - ③ 校内で印刷物を配布するとき。
 - ④ 金銭又は物品を募集するとき。
 - ⑤ 対外的な行事をするとき。

4 生徒心得 (校内)

- (1) 校舎、校具を汚損又は破損したときは、ただちに担当教員に届け出なければならない。
- (2) 授業及び部活動以外で校舎・校具・備品その他学校の施設を使用するときは、必ず係教師を通じて校長の許可を得る。
- (3) 学校生活に不必要な金銭や物品を学校に持参しない。
- (4) 現金、貴重品等は所定の事項を守り、各自の責任において管理する。

- (5) 金銭、物品等の紛失、又は拾得したときはただちに担当教員に届け出る。
- (6) 他人の所持品を無断で使用しない。
- (7) 自転車置き場では各自所定の場所に整理、整頓して置き、必ず施錠する。
- (8) 外出する場合は、あらかじめ担任の許可を得て、外出する際は許可証を所持する。

5 生徒心得（校外）

- (1) 公衆に迷惑を及ぼすような粗暴な行動や、生徒としてふさわしくない行動はしない。
- (2) 無用の夜間外出は慎む。また、無断外泊はしない。
- (3) 脅迫、暴行等を受けたときは、ただちに担任に届け出る。
- (4) 会費をとり又は飲食を伴う会合を行うときは、事前に担任及び担当教員を通じて校長に願い出る。この場合には会の責任者名、場所、参加人員等の計画を明記する。

6 保健室の利用に関すること

- (1) できるだけ休憩時間に入室することとし、授業中に利用する場合は教科担任の先生に許可をもらう。
- (2) 授業中に保健室を利用した場合は「処置報告書」を出すので、教科担任の先生または担任の先生に渡す。
- (3) 保健室では内服薬を投薬することはできないので、薬が必要な生徒は自分で用意する。
- (4) 保健室での休養は原則1時間とする。
- (5) 保健室での処置は応急処置の範囲であるので、帰宅後は必要に応じて医師の診察をうける。
- (6) 養護教諭が不在の時には、担任または職員室に連絡をして指示を受ける。

7 感染症に罹った場合

- (1) 次のような感染症にかかった場合、医師の許可が出るまで学校を休む。治癒後、証明書を保健室に取りに来て、医師に記入してもらい提出する。
インフルエンザ 風疹 はしか 水ぼうそう
おたふくかぜ 百日咳 咽頭結膜炎 新型コロナウイルス感染症
その他（医師の診断により出席停止が必要とされる感染症）

8 通学マナー

- (1) 通学に際しては交通規則と交通マナーをよく守り安全通学に心がける。
- (2) 定期乗車券を使用する者は、その注意をよく守る。また、車内でのマナーに注意する。
- (3) 通学途上に事故があったときは、必ず警察・学校に連絡する。
- (4) 生徒は通学に際し必ず生徒証明書を携帯する。
- (5) 安全面の観点から通学において電動キックボードの使用は認めない。

9 自転車通学生の心得

- (1) 自転車通学を希望する生徒は必ず係教師に届け出て許可を得る。
- (2) 安全のため登校する前には必ず、ブレーキ、前照灯など十分に点検するとともにヘルメットの着用を推奨する。
- (3) 本校のステッカーを自転車の所定の箇所に必ず貼付しておく。
- (4) 交通ルール・マナーを厳守する。
- (5) 雨天の際は雨ガッパを着用し、傘さし運転は絶対にしない。
- (6) スマートフォン等の情報機器を使用しながらの運転はしない。

10 下宿生・寮生心得

- (1) 規則正しい生活をし、健康を保つ。
- (2) 下宿先の人や同宿人、隣人には迷惑や心配をかけないようにする。
- (3) 訪問者や友人関係に注意して、「生徒心得」を厳守するとともに、高校生らしい態度で接する。
- (4) 家庭との連絡を十分とる。

(5) 寮生は寮の規則を守り、常に本校生徒としての自覚と品位を持って生活する。

11 服装・頭髪に関する事項

服装は端正であり、いたずらに流行を追わず他人に不快感を与えぬよう努める。

また、服装等は学校生活に適した清楚なものとし、城北高校の生徒としての品位を保つものであること。

- (1) 本校指定の制服を着用すること。(服装規定による)
- (2) 登下校の際は制服を着用すること。また、校内においても所定の服装をする。
なお、休日・長期休業中の部活動の登下校の際は、部で統一したユニフォームや運動着での登下校を認めるものとする。
- (3) 頭髪は清潔簡素にし、パーマ・ネックレス・染髪・脱色は禁止とする。
- (4) 化粧等はしない。カラーコンタクト・ピアス・ネックレス・指輪等の装飾品は身につけない。

12 服装規定

(1) 服装

冬期着用期間(10月1日～5月31日)は、男女とも本校所定の冬服を着用する。

夏期着用期間(6月1日～9月30日)は、男女とも本校所定の夏服を着用する。

更衣日の前後は移行期間を設け、冬・夏のどちらの服装も認める。

合服は、本校所定のベストまたはセーターを着用する。

(2) 靴

本校の通学靴は原則黒のローファー((ケガや病気、遠距離の徒歩通学等)申し出によりスニーカーも可)とする。

体育の授業時は、屋内で行う場合は本校所定の体育館シューズを使用し、屋外で行う場合はグラウンドシューズを使用するが、特に指定はしない。

(3) 靴下

靴下は黒色または紺無地とする。

ストッキング(タイツ)は黒またはベージュとする。

(4) ベルト

本校が指定する型(黒色ベルト)を着用する。(ステッチ系も黒とする。)

(5) その他

コート類やマフラー・手袋は華美でないものとする。室内においては着用しない。

衣類・学用品等の自分の持ち物すべてに学年・氏名を明瞭しておく。

病気・負傷・その他やむを得ない事情のために本校所定以外の服装で登校する場合には、ホームルーム担任のもとに異装願を提出し、許可を受けること。

13 アルバイトについて

(1) アルバイトは原則として禁止する。ただし、保護者の申し出により、目的、理由が妥当で、校長が適当であると認めた場合は許可する場合がある。なお、以下のいずれかに該当する場合は許可しないものとする。

① 直近の定期考査において、成績不良科目を有する場合。

② 出席状況が良好でない場合。

③ 平常の生活態度が不良である場合。

④ 本校が生徒の健全な育成を阻害するおそれがあると考える時間帯や、不健全娯楽場(パチンコ店、ギャンブル場、風俗営業店等)や酒類を主に提供する飲食店でのアルバイトを考えている場合。

(2) 許可を受けた後に、上記①・②・③に該当する状況になった場合は、許可を取り消すものとする。

(3) 許可は当該年度のみ有効であるものとし、年度をまたいで継続を希望する場合は、新たに許可を受けなければならないものとする。

(4) 手続き手順

① 許可願用紙に所定事項を記入の上ホームルーム担任に申し出る。

② ホームルーム担任は、本人・保護者から事情聴取を行い、アルバイトの必要性や業務内容等を検討・吟味する。その際、学年主任との連携を密に図ること。

- ③ 学年主任，生徒指導課係は，面談等を通してアルバイトの必要性や内容等について十分に聴取・検討を行い，協議の上，妥当と判断した場合は校長に報告する。
- ④ 校長が許可証を発行する。
- ⑤ アルバイトを許可された者はそのアルバイト期間中常に許可証を携帯する。

14 運転免許取得について

- (1) 運転免許の取得は，原則として禁止する。
- (2) 第3学年の就職先内定者・進学先合格者については，以下の手続きを経て校長に承認を得た場合は，普通運転免許の取得を許可する。
 - ① 遵守事項を確認の上，「運転免許取得許可願」をホームルーム担任に提出する。
 - ② 担任が保護者の同意を確認し，生徒指導課教員が協議したうえで校長に報告し承認を得る。
 - ③ 担当教員が「運転免許取得許可証」を発行する。
- (3) 校内手続きは，学校が定めた日以降とする。
 - 就職内定者・・・第2学期末考査終了の翌日から
 - 進学先合格者・・・1月24日から
- (4) 教習開始は，学校が定めた日以降とする。
 - 就職内定者・・・2学期終業式以降
 - 進学先合格者・・・2月の家庭学習開始以降

《遵守事項》

- ・自動車教習中の遵守事項
 - ① 本校の「生徒心得」を守る。
 - ② 教習を理由に授業や学校行事を欠席しない。
 - ③ 教習マナーを守る。
 - ④ その他，城北高校生としての自覚を持って行動する。
- ・免許取得後の遵守事項
 - ① 免許取得後すみやかに「運転免許取得届」を担任に提出する。
 - ② 免許を取得しても在学中は車の運転をしてはならない。
 - ③ その他，学校の指導，指示に従う。

15 校内における携帯電話使用の基本方針

- (1) 朝のSHR時から帰りのSHR時まで携帯電話は電源を切り，カバンに入れる。
- (2) 緊急に保護者と連絡を取らなければいけないときは，学校の電話を使用して連絡をとる。

※参照 「保護者の皆様へ 携帯電話の使用について」(お願い)

保護者宛文書として，合格者招集日に配布・説明を行うものとする。

なお，文書はPTA会長・校長の連名で作成されている。

16 生徒駐輪場防犯カメラの設置及び運用に関して

駐輪場における犯罪や事故を防止し，また発生した犯罪等を早期に発見し，生徒の安全を確保することを目的に4台設置するものとする。なお，その設定及び運用については別に定めるものとする。

17 校則の見直しについて

生徒総会・生徒会執行委員会やPTA総会・PTA役員会，学校運営協議会で意見を集約し，意見交換等を行ったうえで見直しが必要である場合については，職員会議で検討し決定する。